

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 [管理型(1期)] (令和6年10月度)

対象期間：令和6年10月1日～令和6年10月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量 [規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ]

種類	数量(単位)
燃え殻	(t/月)
汚泥	(t/月)
廃プラスチック類	(t/月)
紙くず	(t/月)
木くず	(t/月)
繊維くず	令和3年11月8日付 (t/月)
動植物性残さ	埋立処分終了届出済 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	(t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(t/月)
鉱さい	(t/月)
がれき類	(t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	(t/月)
その他(安定型混合物)	(t/月)
その他(管理型混合物)	(t/月)
その他(廃石綿等)	(t/月)

残余容量(年度末時点) [規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ]

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回) [規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ]

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置(月1回) [規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ]

採取場所	地下水		放流水
	上流	下流	放流ピット
採取日	令和6年10月8日	令和6年10月8日	令和6年10月8日
検査結果が得られた日	令和6年10月18日	令和6年10月18日	令和6年10月18日
電気伝導率 ※2	26	120	
塩化物イオン ※2	6.1	161	
水素イオン濃度			7.9
生物化学的酸素要求量			1.6
化学的酸素要求量			67
浮遊物質			1未満
窒素含有量 ※3			25
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1			

施設の点検 [規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和6年10月8日	令和6年10月8日	令和6年10月8日	令和6年10月8日	
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1					

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 [管理型(2期)] (令和6年10月度)

対象期間：令和6年10月1日～令和6年10月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量 [規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ]

種類	数量(単位)
燃え殻	166.50 (t/月)
汚泥	129.60 (t/月)
廃プラスチック類	119.14 (t/月)
紙くず	7.61 (t/月)
木くず	17.98 (t/月)
繊維くず	16.52 (t/月)
動植物性残さ	11.88 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	46.63 (t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	43.90 (t/月)
鉱さい	13.88 (t/月)
がれき類	112.19 (t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	3.17 (t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	51.75 (t/月)
その他(安定型混合物)	34.01 (t/月)
その他(管理型混合物)	831.80 (t/月)
その他(廃石綿等)	2.55 (t/月)

残余容量(年度末時点) [規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ]

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回) [規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ]

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置(月1回) [規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ]

採取場所	地下水		放流水
	上流	下流	放流ピット
採取日	令和6年10月9日	令和6年10月9日	令和6年10月9日
検査結果が得られた日	令和6年10月18日	令和6年10月18日	令和6年10月18日
電気伝導率 ※2	43.1	8.25	
塩化物イオン ※2	46	11	
水素イオン濃度			7.1
生物化学的酸素要求量			1.0
化学的酸素要求量			34
浮遊物質			2未満
窒素含有量 ※3			1
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1			

施設の点検 [規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和6年10月9日	令和6年10月9日	令和6年10月9日	令和6年10月9日	
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1					

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。